

長建協発第425号  
平成27年12月21日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての  
留意事項の改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、平成26年6月に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)」により、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査、面接指導の実施及び面接指導の結果に基づく事後措置が事業者の義務とされたところであります。

これに伴い、雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について、改正が行われ、平成27年12月1日より適用されることとなりました。

つきましては、同改正について、別添のとおり全建を通じ厚生労働省労働基準局長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。